

定例監査（支所監査）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査（支所監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年5月30日

白山市監査委員 北 田 幸 光

同 西 川 寿 夫

- 1 監査の日時 平成26年5月28日（水）
午後1時28分から午後3時まで
- 2 監査の場所 美川支所2階会議室
- 3 監査の対象 美川支所の総務課、市民福祉課及び産業建設課において、平成25年度に、支所長又は支所課長の決裁により管理している施設や事務執行についての監査を行った。
- 4 実施した
監査手続 監査の対象となった支所長又は支所課長の決裁により管理している施設や事務執行について、支所から提出された資料に基づき、書面監査及び現地確認を実施した。
- 5 監査の結果 監査の結果、美川支所の総務課、市民福祉課、産業建設課において、支所長又は支所課長の決裁により管理している施設や事務執行は、適正に執行されているものと認められた。